

# 青森県報

号外第八十三号

田 次

東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示	事務局	一
東部海区管内におけるトドの採捕の指示	同	二
西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示	同	二
西部海区管内におけるトドの採捕の指示	同	一

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十八年九月十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

河口付近における操業の制限  
1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十八年十月一日から同年十一月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海

海

域

漁業

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十八年十一月十一日から同月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く

青森県東部海区において、トゲを採捕しようとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」といふ。）の承認を受けなければならない。

- 新井田川、北戸銀八、太郎口、直線区八、防港北戸、波八、太郎馬淵川、及び海岸線を北戸波八、太郎馬淵川、及び導大堤太郎馬淵川、よう流橋のよう。堤の東北端、下端防波河口、突流を波河口、まハ端端経堤、太かをて、太郎らしい蕪八、海地八、島太郎、或区戸、北市、豊洲馬淵川、導流洲四番川、堤及び最北口、井田川、高にハ川ら

3 1及び2に掲げる海域においては、平成二十八年十月一日から同年十一月三十

一日までの間、竿釣り、手釣りによりサケを採捕してはならない。

沿岸域における操業の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年七月一日から同年十一月三十日までの間、同表一、同表二、同表三に掲げる魚種につき、漁獲量を算定する。

業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

海  
域  
漁  
業

青森県東部海区漁業調整委員会指示第九号

青森県東部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者）に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十八年九月十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

一定義の指示において、「トド」とは、アシカ亞科（アシカ科）のトドをこのへ。

二 採捕の承認

三 承認の手続

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「平成二十八年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」といふ。）に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 試験研究の用に供しようとする者
- 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
- 3 その他委員会が特に認めた者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
- 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。

七 採捕の期間

採捕の期間は、平成二十八年十一月一日から平成二十九年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、トドを採捕するときは、当該承認証を携帯しなければならない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したトドを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚收後の処理状況等について、取扱要領で定めるところ採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならぬ。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、取扱要領で定める

六 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで  
とする。

1

青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第一二四六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十八年九月十六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長角田順

## 一 河口周辺における操業の制限

面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。  
三十一年までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海

海業域漁

川内川河口  
川内川河口中央から半径千五百メートル以内の海域

小型定置漁業、  
さし網漁業及び  
はえなわ漁業

面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。		次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十八年九月二十日から同年十一月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県野辺地川河口中央から半径五百メートル以内の海域	
漁業	海域	漁業	海域
小型定置漁業(ハタハタを対象とした小型定置漁業を除く)、底建網漁業及びえなわ漁業	中村川河口 ア最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域 ア河口左岸から真方位二百六十三度三十分三百メートルの点 イの点アから真方位三百四十七度三十分五百メートルの点 ウの点工から真方位三百四十六度三十分五百メートルの点 エの点工口右岸から真方位七十三度三十分三百メートルの点 赤石川河口 ア最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域 ア河口左岸から真方位二百四十六度三十分三百メートルの点 イの点アから真方位三百三十六度三十分五百メートルの点 ウの点工から真方位三百二十二度三十分五百メートルの点 エの点工口右岸から真方位五十一度三十分三百メートルの点	建網漁業(定置漁業及びえなわ漁業)、固定式さし網漁業及びえなわ漁業	清水川河口 清水川河口中央から半径五百メートル以内の海域
小型定置漁業(ハタハタを対象とした小型定置漁業を除く)、底建網漁業及びえなわ漁業	追良瀬川河口 ア最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域 ア河口左岸から真方位二百二度三十分五百メートルの点 エの点工から真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 ウの点工から真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 エの点工から真方位三百九度三十分八百五十メートルの点	建網漁業(定置漁業及びえなわ漁業)、固定式さし網漁業及びえなわ漁業	野辺地川河口 野辺地川河口中央から半径五百メートル以内の海域

<p>高位北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位百九十二度三十分の線以南の日本海における最大潮時海岸線から二百五十五メートル以内の海域</p> <p>式底建網漁業及び固定式なわ漁業</p>	<p>海 域</p>	<p>海 域</p> <p>1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十八年十月一日から同年十一月三十一日までの間、また、2に掲げる海域においては、平成二十八年九月二十日から同年十二月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十八年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。</p>	<p>漁 業</p> <p>及ぼえなわ漁業</p> <p>ワシ小型定置漁業を除く。</p> <p>アジ小型定置漁業を除く。</p>
---	------------	--	---

二 沿岸域における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十八年十月一日から同年十一月三十一日までの間、また、2に掲げる海域においては、平成二十八年九月二十日から同年十二月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

2 沿岸域における操業の制限

3 1に掲げる海域においては、平成二十八年十月一日から同年十一月三十一日までの間、また、2に掲げる海域においては、平成二十八年九月二十日から同年十二月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

アリ点アから真方位一百四十一度三十分五百メートルの点工から真方位二百三十三度三十分五百メートルの河口右岸から真方位三百一十五度三十分五百メートルの点

アリ河口左岸から真方位百五十二度三十分五百メートルの点アから真方位一百四十一度三十分五百メートルの点工から真方位二百三十三度三十分五百メートルの河口右岸から真方位三百一十五度三十分五百メートルの点

アリ河口左岸から真方位百五十二度三十分五百メートルの点アから真方位一百四十一度三十分五百メートルの点工から真方位二百三十三度三十分五百メートルの河口右岸から真方位三百一十五度三十分五百メートルの点

建網漁業、固定式底網漁業及びえなわ漁業

高位北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位百九十二度三十分の線以南の日本海における最大潮時海岸線から二百メートル以内の海域

浦津小タケノコ郡深浦町業及び西の浦町業を除く。

### 三 サケ採捕の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に掲げる漁業によりサケを採捕してはならない。

<p>海 域</p> <p>南位の海域に設置した標柱から三十分の線以方</p>	<p>期 間</p> <p>五日平成二十八年十一月十八日まで十日から同年十二月四日まで</p>	<p>漁 業</p> <p>金釜岩(鉢ヶ崎)の東端に設置した標柱から三十分の線以方</p>
<p>海 域</p> <p>東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩(鉢ヶ崎)の東端に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線以方</p>	<p>期 間</p> <p>五日平成二十八年十一月十八日まで十日から同年十二月四日まで</p>	<p>漁 業</p> <p>金釜岩(鉢ヶ崎)の東端に設置した標柱から三十分の線以方</p>

<p>青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号</p>	<p>海 域</p> <p>北津軽郡の分界に設置した標柱から真方位百九十二度三十分の線以南の日本海の三海十らと</p>	<p>期 間</p> <p>八日から同年十一月五日まで</p>	<p>漁 業</p> <p>アジ小型定置漁業を対象とした</p>
<p>青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号</p>	<p>海 域</p> <p>北津軽郡の分界に設置した標柱から真方位百九十二度三十分の線以南の日本海の三海十らと</p>	<p>期 間</p> <p>八日から同年十一月五日まで</p>	<p>漁 業</p> <p>アジ小型定置漁業を対象とした</p>

青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号

について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十八年九月十六日

## 青森県西部海区漁業調整委員会

会長角田順一

## 十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、トドを採捕するときにせ、当該承認証を携帯しなければならない。

## 十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

## 十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

## 十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したトドを所持し、又は販売してはならない。

## 十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚取後の処理状況等について、取扱要領で定めるトド採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

## 十五 取扱要領

この指示に定めるものほか、承認に係る取扱いについては、取扱要領で定めるところによる。

## 十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日までとする。

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「平成二十八年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」といふ。）に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

## 四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 試験研究の用に供しようとする者
- 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
- 3 その他委員会が特に認めた者

## 五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
- 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

## 六 承認者数の制限

委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。

## 七 採捕の期間

採捕の期間は、平成二十八年十一月一日から平成二十九年五月三十一日までとする。

## 八 採捕数の制限

委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める。

## 九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株自一 式番会七 社号

定価小口一枚二付十五円四十四銭

毎週月・水・金曜日発行